特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子

法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一 部を改正する

件

## ○金融庁告示第

号

金融商品取引法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第七十九号) の施行に伴い、 特別金融商品取引業

者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充

実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件 (平成二十二年金融庁告示第百二十八号)

*Ø*) <u>→</u> 部を次のように改正し、 同法の施行の日 (令和六年十一月一日) から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

- 1 -

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、	第一条 [同上]
それぞれ当該各号に定めるところによる。	
[一~三 略]	[一~三 同上]
四 金融機関等 次に掲げるものをいう。	四 [同上]
イ 金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」とい	イ 金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」とい
う。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい	う。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい
、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業	、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業
を行う者(法第二十九条の四の二第八項に規定する第一	を行う者(法第二十九条の四の二第九項に規定する第一
種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る。以下同じ。	種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る。以下同じ。
[ロ〜リ 略]	[ロ〜リ 同上]
[五〜七十九 略]	[五~七十九 同上]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	